

見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第14号

見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年見附市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。